

上下水道料金の減免および補助金について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応して、市民生活における負担を軽減するため、水道料金等の2か月分を減免（または補助金を交付）します。

申請が不要な方



宍道町を除く区域 松江市上下水道局給水世帯

【内容】一般家庭の水道料金2か月分（基本料金+給水料金）の減免

【対象者】水道契約者のうち用途が「家事用」「家事兼営業用」のお客様

【減免の対象となる使用期間と支払月】

検針月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
7月検針世帯	(6月分)	(7月分)	●	(6月分)	(7月分)	○
8月検針世帯		(7月分)	(8月分)	●	(7月分)	(8月分)

—:使用期間 ●:検針 ○:お支払い

宍道町区域 下水道接続世帯

【内容】一般家庭の下水道使用料2か月分（基本使用料+従量使用料）の減免

【対象者】下水道接続世帯のうち水道の用途が「一般家庭用」世帯

【減免の対象となる使用期間と支払月】

検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
9月検針世帯		(8,9月分)	●	(8,9月分)		

—:使用期間 ●:検針 ○:お支払い

※ただし、検針時のお知らせに記載の用途が上記の対象「家事用」「家事兼営業用」「一般家庭用」以外でも実際には一般家庭でご使用の場合は減免対象となりますので、松江市上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。

減免措置実施にあたってのお願い

引き続き節水に心がけて、水を大切に使いましょう。なお、水道の使用水量が増えると、下水道使用料が高くなります。

申請が必要な方



松江市上下水道局未契約世帯・宍道町下水道未接続世帯

【内容】水道料金相当額の補助

【対象者】
上水道（宍道町を除く）を契約していない世帯
下水道（宍道町のみ）を接続していない世帯
※5月1日に松江市に住民登録がある方

【補助額】
平均的な世帯の水道料金2か月分相当額
※世帯人数により変動（1人当たりの平均水道使用量から算出）

住民票上の世帯主名で申請してください。

※同一住所地に複数の世帯がある場合で、申請方法がご不明の場合は下記お問い合わせ先へお尋ねください。

申請受付期間

令和7年6月2日～令和7年9月30日（必着）

申請書設置場所

松江市役所総合案内、松江市環境センター、松江市上下水道局市ホームページ上に掲載「松江市 環境補助金」で検索

申請方法

所定の申請用紙に添付書類を添えてご提出ください。

提出方法

郵送の場合の送付先: 〒690-0826 松江市学園南一丁目20-43
松江市環境センター 環境エネルギー課 宛
ご持参の場合: 松江市環境センター2F 環境エネルギー課

ほとんどの方が減免の対象となり、申請の必要はありません。
申請の必要があるかどうか等ご不明の方は松江市上下水道局お客さまセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

松江市上下水道局お客さまセンター

TEL (0852) 55-4888 (平日午前8:30～午後7:00)

松江市環境エネルギー課 (0852) 55-5271 (平日午前8:30～午後5:15)